

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案		現行	
医政第 0628012 号	医政第 0628012 号	平成 17 年 6 月 28 日	平成 17 年 6 月 28 日
平成 17 年 6 月 28 日 （一部改正）	平成 19 年 2 月 23 日	平成 19 年 3 月 30 日	（一部改正）
平成 22 年 6 月 4 日	平成 22 年 6 月 4 日	平成 27 年 3 月 31 日	平成 22 年 6 月 4 日
平成 28 年 2 月 23 日	平成 27 年 3 月 31 日		平成 27 年 3 月 31 日
各都道府県知事 殿	厚生労働省医政局長	各都道府県知事 殿	厚生労働省医政局長
歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について	歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について	歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について	歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について
歯科医師の臨床研修については、医療法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 141 号。以下「改正法」という。）による歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号。以下「法」という。）の一部改正により、平成 18 年 4 月 1 日から必修化されることとなった。これにより、診療に従事しようとするすべての歯科医師は、臨床研修を受けなければならぬこととされ、また、これに併せて、臨床研修の内容の検討を進め、歯科医師が、適切な指導体制の下で、歯科医師としての人格をかん養し、すべての歯科医師に求められる基本的な診療能力を効果的に身に付けることができるものとすることとされたところである。	歯科医師の臨床研修については、医療法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 141 号。以下「改正法」という。）による歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号。以下「法」という。）の一部改正により、平成 18 年 4 月 1 日から必修化されることとなった。これにより、診療に従事しようとするすべての歯科医師は、臨床研修を受けなければならぬこととされ、また、これに併せて、臨床研修の内容の検討を進め、歯科医師が、適切な指導体制の下で、歯科医師としての人格をかん養し、すべての歯科医師に求められる基本的な診療能力を効果的に身に付けることができるものとすることとされたところである。	歯科医師の臨床研修については、医療法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 141 号。以下「改正法」という。）による歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号。以下「法」という。）の一部改正により、平成 18 年 4 月 1 日から必修化されることとなった。これにより、診療に従事しようとするすべての歯科医師は、臨床研修を受けなければならぬこととされ、また、これに併せて、臨床研修の内容の検討を進め、歯科医師が、適切な指導体制の下で、歯科医師としての人格をかん養し、全ての歯科医師に求められる基本的な診療能力を効果的に身に付けることができるものとすることとされたところである。	歯科医師の臨床研修については、医療法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 141 号。以下「改正法」という。）による歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号。以下「法」という。）の一部改正により、平成 18 年 4 月 1 日から必修化されることとなった。これにより、診療に従事しようとするすべての歯科医師は、臨床研修を受けなければならぬこととされ、また、これに併せて、臨床研修の内容の検討を進め、歯科医師が、適切な指導体制の下で、歯科医師としての人格をかん養し、全ての歯科医師に求められる基本的な診療能力を効果的に身に付けることができるものとすることとされたところである。
これを受け、平成 17 年 6 月 28 日に、歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 103 号。以下「省令」という。）が公布・施行されたところである。	これを受け、平成 17 年 6 月 28 日に、歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 103 号。以下「省令」という。）が公布・施行されたところである。	これを受け、平成 17 年 6 月 28 日に、歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 103 号。以下「省令」という。）が公布・施行されたところである。	これを受け、平成 17 年 6 月 28 日に、歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 103 号。以下「省令」という。）が公布・施行されたところである。
新たな歯科医師臨床研修制度は、歯科医師が、歯科医師としての基礎形成の時期に、患者中心の全人的医療を理解した上で基本的な診療能力を修得することにより、歯科医師としての資質の向上を図ることを目的としており、地域の医療提供体制の整備に当たっても、重要な役割を果たすことが期待されるものである。ついでには、貴重におかれても、省令の趣旨、内容等について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努めるとともに、情報や意見交換等により各地方厚生局との連携を図り、新たな歯科医師臨床研修制度の円滑な実施に御協力をお願いする。	新たな歯科医師臨床研修制度は、歯科医師が、歯科医師としての基礎形成の時期に、患者中心の全般的医療を理解した上で基本的な診療能力を修得することにより、歯科医師としての資質の向上を図ることを目的としており、地域の医療提供体制の整備に当たっても、重要な役割を果たすことが期待されるものである。ついでには、貴重におかれても、省令の趣旨、内容等について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努めるとともに、情報や意見交換等により各地方厚生局との連携を図り、新たな歯科医師臨床研修制度の円滑な実施に御協力をお願いする。	新たな歯科医師臨床研修制度は、歯科医師が、歯科医師としての基礎形成の時期に、患者中心の全般的医療を理解した上で基本的な診療能力を修得することにより、歯科医師としての資質の向上を図ることを目的としており、地域の医療提供体制の整備に当たっても、重要な役割を果たすことが期待されるものである。ついでには、貴重におかれても、省令の趣旨、内容等について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努めるとともに、情報や意見交換等により各地方厚生局との連携を図り、新たな歯科医師臨床研修制度の円滑な実施に御協力をお願いする。	新たな歯科医師臨床研修制度は、歯科医師が、歯科医師としての基礎形成の時期に、患者中心の全般的医療を理解した上で基本的な診療能力を修得することにより、歯科医師としての資質の向上を図ることを目的としており、地域の医療提供体制の整備に当たっても、重要な役割を果たすことが期待されるものである。ついでには、貴重におかれても、省令の趣旨、内容等について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努めるとともに、情報や意見交換等により各地方厚生局との連携を図り、新たな歯科医師臨床研修制度の円滑な実施に御協力をお願いする。
また、本制度の円滑な実施を図るため、各地方厚生局において、臨床研修施設に関する指定申請等の手続きの窓口を設置することとしているので、ご了知願いたい。			
第 1 (略)			

第2 省令の内容及び具体的な運用基準

1～3 (略)

4 症床研修施設の指定の申請

(1)・(2) (略)

(3) 協力型症床研修施設又は連携型症床研修施設の指定の申請

ア 協力型症床研修施設又は連携型症床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所に開設者は、症床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院又は診療所に開設者は、症床研修申請書2(様式2)を、管理型症床研修施設として共同して症床研修を行うこととなる病院又は診療所の開設者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。なお、既に協力型症床研修施設の指定を受けている病院又は診療所であっても、現に指定を受けている症床研修施設群以外の症床研修施設群において症床研修を行おうとする場合は、新たに協力型症床研修施設の指定申請を行わなければならないこと。

イ 協力型症床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、所属する症床研修施設群における研修科医の受け入れ状況等を記載の上で申請を行うこと。

ウ 連携型症床研修施設として症床研修を行う場合にあつては、プログラム責任者等からの推薦状を添付すること。

5 症床研修施設の指定の基準

(1) 単独型症床研修施設の指定の基準

厚生労働大臣は、単独型症床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者から指定の申請があつた場合において、当該病院又は診療所が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、単独型症床研修施設の指定をしてはならないこと。

ア 省令第2条に規定する症床研修の基本理念にのっとった研修プログラムを有していること。

(ア) 研修プログラムには、次に掲げる事項が定められていること。

- ① 研修プログラムの名称
- ② 研修プログラムの特色
- ③ 研修の目標

「症床研修の目標」とは、「歯科医師症床研修の到達目標」(別添)を参考にして、症床研修施設が研修プログラムにおいて研修歯科医の到達すべき目標として作成するものであり、「歯科医師症床研修の到達目標」を達成できる内容で、かつ必要な症例数や研修内容を含むこと。

④ プログラム責任者の氏名

⑤ 症床研修を行う分野及び症床研修施設又は研修協力施設ごとの研修期間
「症床研修を行う分野」とは、当該研修プログラムにおいて研修歯科医の到達すべき目標として示される項目をいうものであること。

⑥ 研修歯科医の指導体制
⑦ 研修歯科医の募集定員並びに募集及び採用の方法

第2 省令の内容及び具体的な運用基準

1～3 (略)

4 症床研修施設の指定の申請

(1)・(2) (略)

(3) 协力型症床研修施設又は連携型症床研修施設の指定の申請

ア 協力型症床研修施設又は連携型症床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所に開設者は、症床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院又は診療所に開設者は、症床研修申請書2(様式2)を、管理型症床研修施設として共同して症床研修を行うこととなる病院又は診療所の開設者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。なお、既に協力型症床研修施設の指定を受けている病院又は診療所であっても、現に指定を受けている症床研修施設群以外の症床研修施設群において症床研修を行おうとする場合は、新たに協力型症床研修施設の指定申請を行わなければならないこと。

イ 協力型症床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、所属する症床研修施設群における研修科医の受け入れ状況等を記載の上で申請を行うこと。

ウ 連携型症床研修施設として症床研修を行う場合にあつては、プログラム責任者等からの推薦状を添付すること。

5 症床研修施設の指定の基準

(1) 单独型症床研修施設の指定の基準

厚生労働大臣は、単独型症床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者から指定の申請があつた場合において、当該病院又は診療所が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、単独型症床研修施設の指定をしてはならないこと。

ア 省令第2条に規定する症床研修の基本理念にのっとった研修プログラムを有していること。

(ア) 研修プログラムには、次に掲げる事項が定められていること。
(新設)

- ① 当該研修プログラムの特色
- ② 症床研修の目標

「症床研修の目標」は、「歯科医師症床研修の到達目標」(別添)を参考にして、症床研修施設が当該研修プログラムにおいて研修歯科医の到達すべき目標として作成するものであり、「歯科医師症床研修の到達目標」を達成できる内容であること。

③ プログラム責任者の氏名

④ 症床研修を行う分野及び症床研修施設又は研修協力施設ごとの研修期間
「症床研修を行う分野」とは、当該研修プログラムにおいて研修歯科医の到達すべき目標として示される項目をいうものであること。

⑤ 研修歯科医の指導体制
⑥ 研修歯科医の募集定員並びに募集及び採用の方法

② 研修歯科医の処遇に関する事項（略）

③ 研修歯科医の評価に関する事項
「研修歯科医の評価に関する事項」とは、研修プログラムにおいて研修歯科医の修了判定の評価を行う項目や基準等を示すものであること。

イ～カ（略）

キ 研究研修の実施に關し必要な施設及び設備を有していること。

「臨床研修の実施に關し必要な施設及び設備を有していること」とは、臨床研修の実施に關し必要な歯科主要設備（例：歯科診療台、デンタルエッタス機装置、パノラマ断層撮影装置、オートクレーブ、生体モニター、口腔内画像処理システム等）のほか、臨床研修に必要な図書又は雑誌を有しており、また、原則として、インターネットが利用できる環境（Medline等の文献データベース、教育用コンテンツ等が利用できる環境）が整備されていることをいうものであること。さらに、次に掲げる施設及び設備を備えていることが望ましいこと。

(ア)～(ウ)（略）

ク～サ（略）

シ 適切な指導体制を有していること。ただし、研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該病院又は診療所と研修協力施設とを合わせて、その指導体制が適切なものであること。

(ア)（略）

(イ) 休日・夜間の当直における指導体制については、電話等により指導歯科医又は上級歯科医に相談できる体制が確保されるとともに、研修歯科医1人で対応できない症例が想定される場合には、指導歯科医又は上級歯科医が直ちに対応できるような体制（オンライン体制）が確保されていること。

(ウ)・(エ)（略）

(フ)～(ル)（略）

6 研修管理委員会等の要件

臨床研修を実施している間、指導歯科医等の研修歯科医の指導に當たる者は、適宜、研修歯科医ごとの研修の進捗状況を把握・評価し、修了基準に不足している部分を補い、あらかじめ定められた研修期間内に臨床研修を修了することができるよう配慮しなければならないこと。

(1) 研修管理委員会

ア～オ（略）

カ 研修管理委員会は、研修プログラムの質の向上を図るために、研修プログラムの評価を行うこと。研修プログラムの評価には、研修歯科医の指導体制、研修歯科医が経験した平均症例数及び「歯科医師臨床研修の到達目標」の達成に必要な症例数を満たした研修歯科医の割合を含むこと。

キ 研修管理委員会は、各臨床研修施設における研修の実施状況や研修歯科医の受入状況などを常時把握すること。
コ なお、管理型臨床研修施設の研修管理委員会は、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の受入時期、受入人数及び他の臨床研修施設への申請状況等を把握するとともに、協力型臨床研修

② 研修歯科医の処遇に関する事項（略）

新設)

イ～カ（略）

キ 研究研修の実施に關し必要な施設及び設備を有していること。

「臨床研修の実施に關し必要な施設及び設備を有していること」とは、臨床研修の実施に關し必要な歯科主要設備（例：歯科診療台、歯科用エッタス機装置、パノラマ断層撮影装置、オートクレーブ、超音波歯石除去器、生体モニター、口腔内画像処理システム、吸入麻醉装置等）のほか、臨床研修に必要な図書又は雑誌を有しており、また、原則として、インターネットが利用できる環境（Medline等の文献データベース、教育用コンテンツ等が利用できる環境）が整備されていることをいうものであること。さらに、次に掲げる施設及び設備を備えていることが望ましいこと。

(ア)～(ウ)（略）

ク～サ（略）

シ 適切な指導体制を有していること。ただし、研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該病院又は診療所と研修協力施設とを合わせて、その指導体制が適切なものであること。

(ア)（略）

(イ) 休日・夜間の当直における指導体制については、電話等により指導歯科医又は上級歯科医に相談できる体制が確保されるとともに、研修歯科医1人で対応できない症例が想定される場合には、指導歯科医又は上級歯科医が直ちに対応できるような体制（オンライン体制）が確保されていること。また、休日・夜間の当直を研修歯科医が行う場合については、原則として指導歯科医又は上級歯科医とともに、2人以上で行うこと。

(ウ)・(エ)（略）

(フ)～(ル)（略）

6 研修管理委員会等の要件

臨床研修を実施している間、指導歯科医等の研修歯科医の指導に當たる者は、適宜、研修歯科医ごとの研修の進捗状況を把握・評価し、修了基準に不足している部分を補い、あらかじめ定められた研修期間（原則として1年間）内に臨床研修を修了することができるよう配慮しなければならないこと。

(1) 研修管理委員会

ア～オ（略）

カ 研修管理委員会は、各臨床研修施設における研修の実施状況や研修歯科医の受入状況などを常時把握すること。

キ なお、管理型臨床研修施設の研修管理委員会は、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の受入時期、受入人数及び他の臨床研修施設への申請状況等を把握するとともに、協力型臨床研修

	研修施設の受け時刻、受入人数及び他の臨床研修施設群への申請状況等を把握するとともに、協力型臨床研修施設における臨床研修が円滑に行われるよう、必要に応じて調整を図ること。その結果、協力型臨床研修施設において、3年以上研修歯科医の受けかないと、1.5に基づき臨床研修施設から当該協力型臨床研修施設の前線を行うことができる。なお、この場合において、各協力型臨床研修施設の実績等を総合的に勘案すること。
2	研修管理委員会は、研修管理委員会に関する規約等において臨時の研修管理委員会の開催等に関する事項を定めるなど、研修期間中に緊急な対応を要する事案が生じた場合に迅速に対応できるような体制の整備に努めること。
3	研修管理委員会は、定期的な研修会を開催する等、指導歯科医等の資質向上に努めることが望ましいこと。
4	指導歯科医等 ア 指導歯科医は、常に勤務する歯科医であつて研修歯科医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならぬこと。 (ア) 「研修歯科医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているもの」とは、一般歯科診療について的確に指導し、適正に評価を行うことができ、以下の①、②のいずれかの条件に該当する者であること。 ① 7年以上の臨床経験を有する者であつて、指導歯科医講習会（一般財団法人歯科医療振興財团主催又は「歯科医師の臨床研修による指導歯科医講習会の開催指針」（平成16年6月17日付け医政発第0617001号）にのっとって開催されたもの）を受講していること。なお、都道府県歯科医師会会长の推薦があることが望ましいこと。 ② 5年以上の臨床経験を有する者であつて、日本歯科医学会・専門分科会の認定医・専門医の資格を有し、指導歯科医講習会（一般財團法人歯科医療振興財团主催又は「歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針について」（平成16年6月17日付け医政発第0617001号）にのっとって開催されたもの）を受講していること。
5	ア・イ (略) ウ プログラム責任者は、プログラム責任者講習会（医療開拓者研修費等補助金歯科医師臨床研修指導医講習会事業により開催されたもの）を受講することが望ましいこと。
6	ア・イ (略)
7	ア・イ (略)
8	ア・イ (略)
9	研修プログラムの変更又は新設の届出 (1) 研修プログラムの変更 研修プログラムの変更とは、研修プログラムのうち、次に掲げる事項を変更することをいうものであること。
9	研修プログラムの変更又は新設の届出 (1) 研修プログラムの変更 研修プログラムの変更とは、研修プログラムのうち、次に掲げる事項を変更することをいうものであること。

ア 離床研修の目標（「歯科医師臨床研修の到達目標」の達成に必要な症例数や研修内容を含む。）

イ～カ (略)

(2)～(6) (略)

10～13 (略)

1 4 離床研修施設の指定の取消し

(1) 厚生労働大臣は、離床研修施設が次のいずれかに該当するときは、法第16条の2第2項の規定により離床研修施設の指定を取り消すことができる。

ア (略)

イ 単独型離床研修施設及び管理型離床研修施設において、3年以上研修歯科医の受け入れがないとき。

ウ 協力型離床研修施設のみ指定されている施設がすべての離床研修施設群から外れたとき。

エ 5(5)イに該当するに至ったとき。

オ 6及び8から12までに違反したとき。

カ その開設者又は管理者が、1 3(2)の指示に従わないとき。

(2) (略)

1 5・1 6 (略)

1 7 離床研修の評価

(1) (略)

(2) 研修期間終了時の評価

研修歯科医の研修期間の終了に際し、プログラム責任者は、研修管理委員会に対して研修歯科医ごとの症例数を離床研修の目標の達成状況を報告し、その報告に基づき、研修管理委員会は研修の終了認定の可否についての評価を行うこと。

評価は、研修実施期間の評価及び離床研修終了時の到達目標の達成度の評価（行動目標等の達成度の評価及び臨床歯科医としての適性の評価）に分けて行い、両者の基準が満たされた時に終了と認めるものであること。

1 8 離床研修の中止及び再開

(1) 離床研修の中止

ア 基本的な考え方

臨床研修の中止とは、現に臨床研修を受けている研修歯科医について研修プログラムにあらかじめ定められた研修期間の途中で臨床研修を中止することをいうものであること。

評価は、研修実施期間の評価及び離床研修終了時の到達目標の達成度の評価（行動目標等の達成度の評価及び臨床歯科医としての適性の評価）に分けて行い、両者の基準が満たされた時に終了と認めるものであること。

ア 離床研修の目標

イ～カ (略)

(2)～(6) (略)

10～13 (略)

1 4 離床研修施設の指定の取消し

(1) 厚生労働大臣は、離床研修施設が次のいずれかに該当するときは、法第16条の2第2項の規定により離床研修施設の指定を取り消すことができる。

ア (略)

イ (新設)

エ 5(5)イに該当するに至ったとき。

オ 6及び8から12までに違反したとき。

カ その開設者又は管理者が、1 3(2)の指示に従わないとき。

(2) (略)

1 5・1 6 (略)

1 7 離床研修の評価

(1) (略)

(2) 研修期間終了時の評価

研修歯科医の研修期間の終了に際し、プログラム責任者は、研修管理委員会に対して研修歯科医ごとの離床研修の目標の達成状況を報告し、その報告に基づき、研修管理委員会は研修の終了認定の可否についての評価を行うこと。

評価は、研修実施期間の評価及び離床研修終了時の到達目標の達成度の評価（行動目標等の達成度の評価及び臨床歯科医としての適性の評価）に分けて行い、両者の基準が満たされた時に終了と認めるものであること。

1 8 離床研修の中止及び再開

(1) 離床研修の中止

ア 基本的な考え方

臨床研修の中止とは、現に臨床研修を受けている研修歯科医について研修プログラムにあらかじめ定められた研修期間の途中で臨床研修を長期にわたり休止すること、又は中止することをいうものであり、臨床研修を再開する際には、原則として別の離床研修施設の研修プログラムを改めて受けけることを前提としたものであること。研修プログラムを提供している管理者及び研修管理委員会には、あらかじめ定められた研修期間内に研修歯科医に臨床研修を終了させる責任があり、安易に中断の扱いを行ってはならないこと。

評価は、研修実施期間の評価及び離床研修終了時の到達目標の達成度の評価（行動目標等の達成度の評価及び臨床歯科医としての適性の評価）に分けて行い、両者の基準が満たされた時に終了と認めるものであること。

イ 中断の基準

中断には、「研修歯科医が臨床研修を継続することが困難であると研修管理委員会が評価、勧告した場合」と「研修歯科医から管理者に申し出た場合」の2通りがあること。

管理者が臨床研修の中断を認めることができるのは、以下のような正当な理由がある場合であり、例えば、臨床研修施設の研修歯科医に対する不満又は研修歯科医の臨床研修施設に対する不満のように、改善の余地がある場合については中断を認めるものではないこと。

(ア) 研修歯科医が臨床研修を継続することができない場合

① 当該臨床研修施設の施院、指定の取消しその他の理由により、当該研修施設が認定を受けた研修プログラムの実施が不可能な場合

② 研修歯科医が臨床歯科医としての適性を欠き、当該臨床研修施設の指導、教育によつても改善が不可能な場合

③ その他正当な理由がある場合

(イ) 研修歯科医から管理者に申し出た場合

① 妊娠、出産、育児、傷病等の理由により臨床研修を中止する場合

② 研修、留学等の多様なキャリア形成のため、臨床研修を中止する場合

③ その他正当な理由がある場合

ウ 中断の手順

(ア) 研修管理委員会は、研修歯科医が臨床研修を継続することが困難であると認める場合には、当該研修歯科医がそれまでに受けた臨床研修に係る当該研修歯科医の評価を行い、管理者に対し、当該研修歯科医の臨床研修を中断することを勧告することができる。

(イ) (略)

(カ) 臨床研修の中断の検討を行う際には、管理者及び研修管理委員会は当該研修歯科医及びプログラム責任者

その他研修指導開拓者と十分話し合い、当該研修歯科医の臨床研修に関する正確な情報を十分に把握するものである。

また、臨床研修を再開する場所についても併せて検討すること。
なお、必要に応じて、それらの経緯や状況等の記録を残し、中断という判断に至る場合には、当該研修歯科医が得する判断となるよう努めなければならないこと。また、必要に応じて事前に管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。

エ 中断した場合

管理者は、研修歯科医の臨床研修を中断した場合には、当該研修歯科医の求めに応じて、速やかに、当該研修歯科医に対して、当該研修歯科医に關する次に掲げる事項を記載した臨床研修中断証(様式4)を交付しなければならないこと。このとき、管理者は、臨床研修の再開のための支援を行うことを含め、適切な進路指導を行わなければならぬこと。さらに、管理者は、速やかに、臨床研修中断報告書(様式5)及び当該中断証の写しを

係者と十分話し合い、当該研修歯科医の臨床研修に関する正確な情報を十分に把握するものであること。さらに、研修歯科医が臨床研修を継続する方法がないか検討し、研修歯科医に対し必要な支援を行うものであること。
これらを通じて、中断という判断に至る場合にも、管理者及び研修管理委員会は当該研修歯科医が納得するよう努めなければならないこと。なお、このような場合においては、経緯や状況等の記録を残しておく必要があること。また、必要に応じて事前に管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。

イ 中断の基準

中断には、「研修歯科医が臨床研修を継続することができる方法がないか検討し、研修歯科医に対し必要な支援を行うものであること。
研修歯科医から管理者に申し出た場合」の2通りがあること。

管理者が臨床研修の中断を認めるのは、以下のようなやむを得ない場合に限るものであり、例えば、臨床研修施設の研修歯科医に対する不満又は研修歯科医の臨床研修施設に対する不満のように、改善の余地があるものではないこと。

(ア) 当該臨床研修施設の施院、指定の取消しその他の理由により、当該研修施設が認定を受けた研修プログラムの実施が不可能な場合

(イ) 研修歯科医が臨床歯科医としての適性を欠き、当該臨床研修施設の指導、教育によつても改善が不可能な場合

(カ) 妊娠、出産、育児、傷病等の理由により臨床研修を長期にわたり休止し、そのため修了に必要な研修実施期間を超過することができない場合であって、臨床研修を再開するときに、当該研修歯科医の履修する研修プログラムの変更、座長等により同様の研修プログラムに復帰することが不可能であると見込まれる場合

(エ) その他正当な理由がある場合

ウ 中断の手順

(ア) 研修管理委員会は、臨床歯科医としての適正を欠く場合等研修歯科医が臨床研修を継続することが困難であると認める場合には、当該研修歯科医がそれまでに受けた臨床研修に係る当該研修歯科医の評価を行い、管理者に対し、当該研修歯科医の臨床研修を中断することを勧告することができる。

(イ) (略)

(カ) 臨床研修の中断の検討を行う際には、管理者及び研修管理委員会は当該研修歯科医及びプログラム責任者

その他研修指導開拓者と十分話し合い、当該研修歯科医の臨床研修に関する正確な情報を十分に把握するものである。

また、臨床研修を再開する場所についても併せて検討すること。
なお、必要に応じて、それらの経緯や状況等の記録を残し、中断という判断に至る場合には、当該研修歯科医が得する判断となるよう努めなければならないこと。また、必要に応じて事前に管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。

エ 中断した場合

管理者は、研修歯科医の臨床研修を中断した場合には、当該研修歯科医の求めに応じて、速やかに、当該研修歯科医に対して、当該研修歯科医に關する次に掲げる事項を記載した臨床研修中断証(様式4)を交付しなければならないこと。このとき、管理者は、研修歯科医の求めに応じて、他の臨床研修施設を紹介する等臨床研修の再開のための支援を行うことを含め、適切な進路指導を行わなければならぬこと。さらに、管理者は、速やかに、臨

管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(ア)～(カ) (略)

(2) 臨床研修の再開

臨床研修を中断した者は、自己の希望する臨床研修施設に、臨床研修中断証を添えて、臨床研修の再開を申し込むことができる。この場合において、臨床研修再開の申込を受けた臨床研修施設の管理者は、当該研修歯科医の臨床研修中断証の内容を考慮した研修プログラムで研修を行わなければならないこと。

なお、当該管理者は、研修再開の日から起算して1月以内に、臨床研修の修了基準を満たすための履修計画表(様式6)を、管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

1.9 臨床研修の修了

(1) (略)

(2) 臨床研修の修了認定

ア・イ (略)

ウ 管理者は、イに基づく臨床研修修了証の交付後1月以内に、臨床研修修了証を交付した研修歯科医の氏名及び生年月日を記載した臨床研修修了者一覧表(様式8)を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に提出すること。
また、修了した研修歯科医に歯科医業への登録申請を行うよう指導すること。

(3) 臨床研修の未修了

ア 基本的な考え方

臨床研修の未修了とは、研修歯科医の研修期間の終了に際する評価において、研修歯科医が臨床研修の修了基準を満たしていない等の理由により、管理者が当該研修歯科医の臨床研修を修了したと認めないことをいうものであり、原則として、引き続き同一の研修プログラムで研修を行うことを前提としたものであること。

未修了の検討を行う際には、管理者及び研修管理委員会は当該研修歯科医及び研修指導関係者と十分話し合い、当該研修歯科医の研修に関する正確な情報を十分に把握するものであること。
これらを通じて、最終的に未修了という判断に至る場合であっても、当該研修歯科医が納得するよう努めなければならぬこと。なお、このような場合においては、経験や状況等の記録を残しておく必要があること。また、必要に応じて事前に管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談をすること。

イ 未修了の手順

管理者は、(2)アの評価に基づき、研修歯科医が臨床研修を修了していないと認めるときは、速やかに、当該研修歯科医に対して、理由を付して、その旨を文書(様式9)で通知しなければならないこと。

ウ 未修了とした場合

当該研修歯科医は原則として引き続き同一の研修プログラムで研修を継続することとなるが、その場合には、研修プログラムの定員を超えることから、指導歯科医1人当たりの研修歯科医数や研修歯科医1人当たりの症例数等について、研修プログラムに支障を及さないよう、十分に配慮しなければならないこと。
なお、未修了とした場合には、管理者は、研修を継続させる前に、当該研修歯科医が臨床研修の修了基準を満たすための履修計画表(様式10)を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

床研修中断報告書(様式5)及び当該中断証の写しを管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(ア)～(カ) (略)

(2) 臨床研修の再開

臨床研修を中断した者は、自己の希望する臨床研修施設に、臨床研修中断証を添えて、臨床研修の再開を申し込むことができる。この場合において、臨床研修再開の申込を受けた臨床研修施設の管理者は、当該研修歯科医の臨床研修中断証の内容を考慮した臨床研修を行わなければならないこと。

なお、当該管理者は、研修再開の日から起算して1月以内に、臨床研修の修了基準を満たすための履修計画表(様式6)を、管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

1.9 臨床研修の修了

(1) (略)

(2) 臨床研修の修了認定

ア・イ (略)

(3) 臨床研修の未修了

ア 基本的な考え方

臨床研修の未修了とは、研修歯科医の研修期間の終了に際する評価において、研修歯科医が臨床研修の修了基準を満たしていない等の理由により、管理者が当該研修歯科医の臨床研修を修了したと認めないことをいうものであり、原則として、引き続き同一の研修プログラムで研修を行うことを前提としたものであること。

未修了の検討を行う際には、管理者及び研修管理委員会は当該研修歯科医及び研修指導関係者と十分話し合い、当該研修歯科医の研修に関する正確な情報を十分に把握するものであること。
これらを通じて、最終的に未修了という判断に至る場合にも、管理者及び研修管理委員会は当該研修歯科医が納得するよう努めなければならないこと。なお、このような場合においては、経験や状況等の記録を残していく必要があること。また、必要に応じて事前に管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談をすること。

イ 未修了の手順

管理者は、(2)アの評価に基づき、研修歯科医が臨床研修を修了していないと認めるときは、速やかに、当該研修歯科医に対して、理由を付して、その旨を文書(様式8)で通知しなければならないこと。

ウ 未修了とした場合

当該研修歯科医は原則として引き続き同一の研修プログラムで研修を継続することとなるが、その場合には、研修プログラムの定員を超えることから、指導歯科医1人当たりの研修歯科医数や研修歯科医1人当たりの症例数等について、研修プログラムに支障を及さないよう、十分に配慮しなければならないこと。
なお、未修了とした場合には、管理者は、研修を継続させる前に、当該研修歯科医が臨床研修の修了基準を満たすための履修計画表(様式9)を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

7	床研修中断報告書(様式5)及び当該中断証の写しを管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。
(ア)～(カ) (略)	(ア)～(カ) (略)
(2) 臨床研修の再開	臨床研修を中断した者は、自己の希望する臨床研修施設に、臨床研修中断証を添えて、臨床研修の再開を申し込むことができる。この場合において、臨床研修再開の申込を受けた臨床研修施設の管理者は、当該研修歯科医の臨床研修中断証の内容を考慮した臨床研修を行わなければならないこと。
なお、当該管理者は、研修再開の日から起算して1月以内に、臨床研修の修了基準を満たすための履修計画表(様式6)を、管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。	なお、当該管理者は、研修再開の日から起算して1月以内に、臨床研修の修了基準を満たすための履修計画表(様式6)を、管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

20~24 (路)

第3 檢討規定
(路)

(削る)
(削る)

20~24 (路)

第3 檢討規定
(路)

機式 (路)
別添 (路)

新旧对照表

(傍線部分は改正部分)

(臨床研修施設申請書1／臨床研修施設変更届出書1／年次報告書1)	
改正案	現行
(臨床研修施設申請書1／臨床研修施設変更届出書1／年次報告書1)	
施設番号(既取得施設のみ記入)	(略)
施設名	
開設者氏名(法人の名称)	
I 施設の名前 (フリガナ) 名称	
2 施設の所在地 (路)	
3 施設の開設者の氏名 (法人の名称)	
4 施設の開設者の住所 (法人の主たる事務所の所在地)	
5 施設の開設年月	
6 施設の開設者の氏名 (法人の名称)	
7 施設のホームページ (路)	
8 歯科医師(研修歯科医含まず。) の員数	
9 歯科衛生士の員数	
10 看護師の員数	
11・12 歯科設備状況 (路)	
13 歯科設備状況 ※「絶縁的離接和度測定器(ハルスオキシメーター)」と「血圧計」は、「生体モニター」と組込まれている場合も、それぞれの数に含めること。	
自動体外式除細動器 (AED)	台
1 施設の所在地 (路)	
2 施設の開設者の氏名 (法人の名称)	
3 施設の開設者の住所 (法人の主たる事務所の所在地)	
4 施設の開設年月	
5 施設の管理者の氏名 (法人の名称)	
6 施設のホームページ (路)	
7 歯科医師(研修歯科医含まず。) の員数	
8 歯科衛生士の員数	
9 看護師の員数	
10 同時受入可能定員	
11・12 歯科設備状況 (路)	
13 歯科設備状況 ※「絶縁的離接和度測定器(ハルスオキシメーター)」と「血圧計」は、「生体モニター」と組まれている場合も、それぞれの数に含めること。	
歯科用診療台 デンタルエックス線装置	台
パノラマ断層撮影装置	台
オートクレーブ	台
口腔内画像処理システム	台
生体モニター	台
自動体外式除細動器 (AED)	台

経皮的酸素飽和度測定器 (ペルスオキシメーター)	1台
酸素ボンベ及び酸素マスク	1セット
血圧計	1台
救急蘇生セット	1セット
歯科用吸引装置(口腔外)	1台

14～16(略)

17 外来患者症例数(※前年度実績)

区分	総数	外来診療	訪問診療
年間外来患者数			
年間外来診療日数			
1日平均外来患者数			

※総数は「外来診療」と「訪問診療」の和すること。

申請年度の前年度中に来院した外来患者数(延べ患者数)をもととすること。

「1日平均外来患者数」とは、年間外来患者数÷年間外来診療日数による数(少數第二位を四捨五入)すること。

入院患者数(※前年度実績)

区分	歯科・歯科口腔外科・小児歯科・矯正歯科
年間入院患者実数	

※「年間入院患者実数」とは、申請年度の前々年度の総就患者数に申請年度の前年度中における新入院患者数を加えた数とすること。

入院設備がない場合は「なし」と記入すること。

18(略)

17 外来患者症例数(※前年度実績)

区分	歯科	歯科口腔外科	矯正歯科	小児歯科
年間外来患者数				
年間外来診療日数				
1日平均外来患者数				

※申請年度の前年度中に来院した外来患者数(延べ患者数)をもととすること。

「1日平均外来患者数」とは、年間外来患者数÷年間外来診療日数による数(少數第二位を四捨五入)とすること。

入院患者数(※前年度実績)

区分	歯科・歯科口腔外科・小児歯科・矯正歯科
年間入院患者実数	

※「年間入院患者実数」とは、申請年度の前々年度の総就患者数に申請年度の前年度中における新入院患者数を加えた数とすること。

入院設備がない場合は「なし」と記入すること。

18(略)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

19 歯科医師名簿

番号	(フリガナ)	臨床経験年数	歯科医講習会名(修了年月日)	講習会全名(修了年月日)	受講した指導者(修了年月日)	取得している専門医・認定医資格(日本歯科医学会専門分科会に登録されているものに限る)	勤務形態(略)	研修に關する研修に關する役割等(略)	歯科医籍番号・登録年月日		勤務形態(略)	研修に關する役割等(略)
									年	月		

*当該施設に勤務する全ての歯科医師について記入すること。「臨床経験年数」欄には、研修歯科医の期間も含めた臨床経験年数を年単位で記入すること(1年未満の端数は切り捨て)。「勤務形態」欄については、非常勤歯科医師も含め当該施設で定めた歯科医師の勤務時間の全てを勤務する歯科医師の場合1を、それ以外の場合には2を記入すること。欄が足りない場合には、欄を増やして対応すること。

20 歯科衛生士名簿

番号	(フリガナ)	勤務形態	週当たり勤務時間		時間
			1.常勤	2.非常勤	

*当該施設に勤務する全ての歯科衛生士について記入すること。「勤務形態」欄については、該当する番号を記入すること。「週当たり勤務時間」欄については、当該施設で定めた歯科衛生士の週当たりの勤務時間数を記入すること。欄が足りない場合には、欄を増やして対応すること。

20 歯科衛生士名簿

番号	(フリガナ)	診療科	免許登録番号・登録年月日		勤務形態	週当たり勤務時間		時間
			登録年月日 (西暦)	免許登録番号 (西暦)		1.常勤	2.非常勤	

*当該施設に勤務する全ての歯科衛生士について記入すること。「勤務形態」欄については、該当する番号を記入すること。「週当たり勤務時間」欄については、当該施設で定めた歯科衛生士の週当たりの勤務時間数を記入すること。欄が足りない場合には、欄を増やして対応すること。

21 看護師名簿

番号	(フリガナ)	診療科	免許登録番号・登録年月日		勤務形態	週当たり勤務時間		時間
			登録年月日 (西暦)	免許登録番号 (西暦)		1.常勤	2.非常勤	

*当該施設の歯科診療部門に勤務する全ての看護師(准看護師含む)について記入すること。「診療科」欄には、各看護師の所属診療科を記入すること。「勤務形態」欄については、該当する番号を記入すること。「週当たり勤務時間」欄については、当該施設で定めた看護師の週当たりの勤務時間数を記入すること。欄が足りない場合には、欄を増やして対応すること。

19 歯科医師名簿

番号	(フリガナ)	臨床経験年数	歯科医講習会会名(修了年月日)	受講した指導者(修了年月日)	取得している専門医・認定医資格(日本歯科医学会専門分科会に登録されているものに限る)	歯科医籍番号・登録年月日	勤務形態(略)	研修に關する役割等(略)	歯科医籍番号・登録年月日		勤務形態(略)	研修に關する役割等(略)
									年	月		

*当該施設に勤務する全ての歯科医師について記入すること。「臨床経験年数」欄には、研修歯科医の期間も含めた臨床経験年数を年単位で記入すること(1年未満の端数は切り捨て)。「勤務形態」欄については、非常勤歯科医師も含め当該施設で定めた歯科医師の勤務時間の全てを勤務する歯科医師の場合1を、それ以外の場合には2を記入すること。欄が足りない場合には、欄を増やして対応すること。

20 歯科衛生士名簿

番号	(フリガナ)	診療科	免許登録番号・登録年月日		勤務形態	週当たり勤務時間		時間
			登録年月日 (西暦)	免許登録番号 (西暦)		1.常勤	2.非常勤	

*当該施設に勤務する全ての歯科衛生士について記入すること。「勤務形態」欄については、該当する番号を記入すること。「週当たり勤務時間」欄については、当該施設で定めた歯科衛生士の週当たりの勤務時間数を記入すること。欄が足りない場合には、欄を増やして対応すること。

21 看護師名簿

番号	(フリガナ)	診療科	免許登録番号・登録年月日		勤務形態	週当たり勤務時間		時間
			登録年月日 (西暦)	免許登録番号 (西暦)		1.常勤	2.非常勤	

*当該施設の歯科診療部門に勤務する全ての看護師(准看護師含む)について記入すること。「診療科」欄には、各看護師の所属診療科を記入すること。「勤務形態」欄については、該当する番号を記入すること。「週当たり勤務時間」欄については、当該施設で定めた看護師の週当たりの勤務時間数を記入すること。欄が足りない場合には、欄を増やして対応すること。

22~26(略)

27 臨床研修の目標	概要	外来診療 症例数	訪問診療 症例数
		例	例

※臨床研修施設方式により複数の臨床研修施設で本プログラムを実施する場合、臨床研修施設ごとの症例数ではなく、本プログラム全体の症例数を記載すること。

28~32(略)

33 研修歯科医の処遇	(略)	(略)	(略)
	協力型・連携型・研修 協力施設における処 遇の適用	1. 個別型・管理型臨床研修施設と同一 の処遇とする。 2. 独自の処遇とする。	

34(略)

35 研修プログラムの 実績	研修歯科医の指揮体制	1. 患者の治療を1人の研修歯科医が担当 2. 患者の治療を複数の研修歯科医が症例 ごとに担当	(新設)
	研修歯科医1人あたりの平均 症例数(※前年度実績) 目標症例数を達成した研修歯科医の割合(※前年度実績)	外来診療 訪問診療 例 %	例

36~39(略)

35~37(略)

22~26(略)

27 臨床研修の目標の概要

33 研修歯科医の処遇	(略)	(略)	(略)
	協力型・連携型・研修 協力施設における処 遇の適用	1. 管理型臨床研修施設と同一の処遇 とする。 2. 独自の処遇とする。	

34(略)

35 研修歯科医の指揮体制	1. 患者の治療を1人の研修歯科医が担当 2. 患者の治療を複数の研修歯科医が症例 ごとに担当	(新設)
	外来診療 訪問診療 例 %	例

様式2

様式2

(臨床研修施設申請書2／研修協力施設概況表／臨床研修施設変更届出書2／年次報告書2)

(略)

施設番号(既取得施設のみ記入)	
開設者氏名(法人の名称)	

(略)

参加プログラム ※研修歯科医を受け入れていな い場合も記入すること。	参加プログラム(予定) 管理型臨床研修施設の名称	受け入れた研修歯科医数 (※前年度実績)
※本プログラムを含め、今年度同 時に申請している施設も名称は記 入すること。		△
		△
		△
	合計	△

(略)

参加プログラム ※研修歯科医を受け入れていな い場合も記入すること。	参加プログラムの管理型臨床研修施設の名称
1 施設の所在地 (略)	(略)
2 施設の開設者の氏名 (法人の名称)	(略)
3 施設の開設者の住所 (法人の主たる事務所の所在地)	(略)
4 施設の開設者の住所 (法人の主たる事務所の所在地)	(略)
5 施設の開設年月	
6 施設の管理者の氏名 (略)	
7 研修実施責任者 (略)	
8 歯科医師(研修歯科医含まず。) の員数	(略)
9 歯科衛生士の員数	(略)
10 看護師の員数	(略)
11 同時受入可能定員	(略)
12-13	(略)
14 歯科設備状況	
※「経皮的酸素飽和度測定器(パルスオキシ メーター)」と「血圧計」は、「生体モニタ」 に組込まれている場合も、それぞれの数に 含めること。	
歯科用診療台	合
デンタルエックス線装置	台
ハノラマ断層撮影装置	合
オートクレーブ	台
超音波歯石除去器	台
口腔内画像処理システム	合
その他(吸引・鎮静装置、生 体モニター	合

(略)

(略)

施設番号(既取得施設のみ記入)	
開設者氏名(法人の名称)	

自動体外式除細動器

(AED)

台

経皮的酸素飽和度測定器
(パルスオキシメーター)

台

酸素ボンベ及び吸気マスク

セット

血圧計

台

救急發生ｾｯﾄ

セット

歯科用吸引装置(口腔外)

台

15~17(略)

18 外来患者症例数(※前年度実績)

区分	総数	外来診療	訪問診療
年間外来患者数			
年間外来診療日数			
1日平均外来患者数			

※「総数」「外来診療」と「訪問診療」の和とすること。

申請年度の前年度中に来院した外来患者数(延べ患者数)をもととすること。「1日平均外来患者数」とは、年間外来患者数÷年間外来診療日数による数(少数第二位を四捨五入)とすること。

19 入院患者数(※前年度実績)

区分	歯科・歯科口腔外科・小児歯科・矯正歯科
年間入院患者実数	

※「年間入院患者実数」とは、申請年度の前々年度の累積患者数に申請年度の前年度中における新入院患者数を加えた数とすること。

入院設備がない場合は「なし」と記入すること。

入院設備がない場合は「なし」と記入すること。

入院設備がない場合は「なし」と記入すること。

18 外来患者症例数(※前年度実績)

区分	歯科	歯科口腔外科	矯正歯科	小児歯科
年間外来患者数				
年間外来診療日数				
1日平均外来患者数				

※申請年度の前年度中に来院した外来患者数(延べ患者数)をもととすること。「1日平均外来患者数」とは、年間外来患者数÷年間外来診療日数による数(少数第二位を四捨五入)とすること。

19 入院患者数(※前年度実績)

区分	歯科・歯科口腔外科・小児歯科・矯正歯科
年間入院患者実数	

※「年間入院患者実数」とは、申請年度の前々年度の累積患者数に申請年度の前年度中における新入院患者数を加えた数とすること。

入院設備がない場合は「なし」と記入すること。

入院設備がない場合は「なし」と記入すること。

入院設備がない場合は「なし」と記入すること。

19 歯科医師名簿

株モニター等)

6

(フリガナ)	臨床経験年数	受講した指導医 歯科医講習会 名(修了年月 日、主催者)	取得している専門 医認定医資格 (日本歯科医学会 専門分科会に登 録されているもの に限る)	勤務形態 役割等	研修に関する 研修等
番号 氏名	年	(略)	(略)	(略)	(略)

※当該施設に勤務する全ての歯科医師について記入すること。「臨床経験年数」欄には、研修歯科医の期間も含めた臨床経験年数を年単位で記入すること(1年未満の端数は切り捨て)。「勤務形態」欄については、非常勤歯科医師も含め当該施設で定めた歯科医師の勤務時間の全てを勤務する歯科医師の場合1を、それ以外の場合には2を記入すること。欄が足りない場合には、欄を増やして対応すること。

20 歯科衛生士名簿

(フリガナ)	勤務形態	週当たり勤務時間
番号 氏名	1.常勤 2.非常勤	
		時間

※当該施設に勤務する全ての歯科衛生士について記入すること。「勤務形態」欄については、該当する番号を記入すること。「週当たり勤務時間」欄については、当該施設で定めた歯科衛生士の週当たりの勤務時間数を記入すること。欄が足りない場合には、欄を増やして対応すること。

20 歯科衛生士名簿

番号	(フリガナ)	免許登録番号・登録年月日	勤務形態	週当たり勤務時間
番号	氏名	免許登録番号 (西暦)	1.常勤 2.非常勤	時間

※当該施設に勤務する全ての歯科衛生士について記入すること。「勤務形態」欄については、該当する番号を記入すること。「週当たり勤務時間」欄については、当該施設で定めた歯科衛生士の週当たりの勤務時間数を記入すること。欄が足りない場合には、欄を増やして対応すること。

21 看護師名簿

(フリガナ)	勤務形態	週当たり勤務時間
番号 氏名	1.常勤 2.非常勤	
		時間

※当該施設の歯科診療部門に勤務する全ての看護師(准看護師含む)について記入すること。「診療科」欄には、各看護師の所属診療科を記入すること。「勤務形態」欄については、該当する番号を記入すること。「週当たり勤務時間」欄については、当該施設で定めた看護師の週当たりの勤務時間数を記入すること。欄が足りない場合には、欄を増やして対応すること。

27 臨床研修の目標

概要	
症例数	外来診療 訪問診療
例	例

※臨床研修施設方式により複数の臨床研修施設で本プログラムを実施する場合、臨床研修施設ごとの症例数ではなく、本プログラム全体の症例数を記載すること。

28~32(略)

33 研修歯科医の処遇	(略)	(略)
協力型・連携型・研修 協力施設における処 通の適用	1. 管理型・管理型臨床研修施設と同一 2. 独自の処遇とする。	

34(略)

33 研修歯科医の処遇	(略)	(略)
協力型・連携型・研修 協力施設における処 通の適用	1. 管理型臨床研修施設と同一の処遇 2. 独自の処遇とする。	

34(略)

35 研修プログラムの 実績	研修歯科医の指導体制	1. 患者の治療を1人の研修歯科医が担当 2. 患者の治療を複数の研修歯科医が症例ごとに 担当
研修歯科医1人あたりの平 均症例数(※前年度実績)	外来診療 訪問診療	例 例
且構症例数を達成した研修歯科医の割合(※前年度実績)		例

35~39(略)

(新設)

33 研修歯科医の処遇	(略)	(略)
協力型・連携型・研修 協力施設における処 通の適用	1. 管理型・管理型臨床研修施設と同一の処遇 2. 独自の処遇とする。	

35~37(略)

35 研修プログラムの 実績	研修歯科医の指導体制	1. 患者の治療を1人の研修歯科医が担当 2. 患者の治療を複数の研修歯科医が症例ごとに 担当
研修歯科医1人あたりの平 均症例数(※前年度実績)	外来診療 訪問診療	例 例
且構症例数を達成した研修歯科医の割合(※前年度実績)		例

様式3

様式3

手続き年月日

臨床研修施設指定取消申請書
(略)

施設名

指定の取消しを受けようとする理由:(いすれかに○をつける)
「その他の」は理由を記載)

臨床研修施設として指定基準を満たせなくなったため(指導歯科医の退職等)

3年以上研修歯科医の受入れ実績がないため

他の参加プログラムからの受入れを優先させるため

その他

その他の理由

指定の取消しを受けようとする期日

同時に新規指定申請を行う場合は、新たに指定を受けようとする期日

※現在、並行申請している協力型施設において本手続きを行う場合にあっては、並行申請している全ての管理型施設の名称を下記表に記載し、今後、新たに加わろうとする施設の右欄に○を記入すること

参加プログラムの管理型臨床研修施設の名称

※現在、並行申請している協力型施設において本手続きを行う場合にあっては、並行申請しているすべて

の管理型施設の名称を下記表に記載し、今後、新たに加わろうとする施設の右欄に○を記入すること

参加プログラムの管理型臨床研修施設の名称

(略)

様式4(略)

臨床研修施設指定取消申請書
(略)

施設名

指定の取消しを受けようとする理由:

指定の取消しを受けようとする期日

同時に新規指定申請を行う場合は、新たに指定を受けようとする期日

※現在、並行申請している協力型施設において本手続きを行う場合にあっては、並行申請している全ての管理型施設の名称を下記表に記載し、今後、新たに加わろうとする施設の右欄に○を記入すること

参加プログラムの管理型臨床研修施設の名称

(略)

様式4(略)

様式5

臨床研修中断報告書

(略)

卒業大学名	卒業年月日	平成 年 月 日
-------	-------	----------

※中断を認めた理由

※中断を認めた理由について通知本文の以下の規定のうち該当する□内の番号を○で埋むこと
通知本文第2の(6) () () () () () ()

※中断までの経緯:

※中断後の進路(見込のときは、「見込」と記入すること):

※特記事項(今回中断したプログラム以前に中断した研修プログラムのある場合は、その名称と番号を記入):

(略)

臨床研修の再開(受け入れ)に係る研修計画表 (略)

様式6

臨床研修の再開の受け入れに係る研修計画表

(略)

様式6

歯科医籍 登録番号	第 号	歯科医籍 登録年月日	平成 年 月 日
中断した臨床研修を行った施設の名称			
中断した臨床研修に係る研修プログラム番号及び名称	プログラム番号	研修プログラムの名称	
臨床研修の再開後に履修する研修プログラム番号および名称	プログラム番号	研修プログラムの名称	
研修再開 年月日	平成 年 月 日	研修終了 年 月 日	予定年月日 平成 年 月 日
	(略)		

歯科医籍 登録番号	第 号	歯科医籍 登録年月日	平成 年 月 日
中断した臨床研修に係る研修プログラム番号及び名称	プログラム番号	研修プログラムの名称	
臨床研修の再開を受け入れる研修プログラム番号および名称	プログラム番号	研修プログラムの名称	
研修再開 年月日	平成 年 月 日	研修終了 年 月 日	予定年月日 平成 年 月 日
	(略)		

臨床研修中断報告書

(略)

卒業大学名	卒業年月日	平成 年 月 日
-------	-------	----------

※中断までの経緯

※中断後の進路(見込のときは、「見込」と記入すること):

※特記事項(今回中断したプログラム以前に中断した研修プログラムのある場合は、その名称と番号を記入):

(略)

提出年月日		臨床研修了者一覧表	
施設番号	施設名	単独型・管理型	臨床研修施設の名称
研修プログラム番号	研修歯科医の氏名	生年月日	歯科医監督登録番号
1			
2			
3			
4			
5			
⋮			

※複数の研修プログラムを有する臨床研修施設にあつては、研修プログラムごとに研修了証を交付した研修歯科医の氏名等をまとめて記載すること。

※生年月日は和暦で記載すること。

※欄が足りない場合は、同様の表を追加すること。

提出年月日		臨床研修未修了者一覧表	
施設番号	施設名	単独型・管理型	臨床研修施設の名称
研修プログラム番号	研修歯科医の氏名	生年月日	歯科医監督登録番号
1			
2			
3			
4			
5			
⋮			

※該未修了者に係る臨床研修未修了理由書の写しを添付すること。

※より詳細な履修内容が分かることな資料があれば添付すること。

※当該未修了者に係る臨床研修未修了理由書を添付すること。

※より詳細な履修内容が分かることな資料があれば添付すること。

(路)

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

	改正案	現行
(別添)	歯科医師臨床研修の到達目標	歯科医師臨床研修の到達目標
1)・2)(略)	1)・2)(略)	1)・2)(略)
3)到達目標	3)到達目標	3)「基本習熟コース」については、研修歯科医自らが確実に実践できることが基本であり、臨床研修終了後に習熟すべき「基本習得コース」については、頻度高く臨床において経験することが基本である。
1(略)	1(略)	1(略)
2 歯科医師臨床研修「基本習得コース」	2 歯科医師臨床研修「基本習得コース」	2 歯科医師臨床研修「基本習得コース」
【一般目標】(略)	【一般目標】(略)	【一般目標】(略)
(1)(略)	(1)(略)	(1)(略)
(2)医療安全・感染予防	(2)医療安全・感染予防	(2)医療安全・感染予防
【一般目標】(略)	【一般目標】(略)	【一般目標】(略)
【行動目標】	【行動目標】	【行動目標】
(1)(略)	(1)(略)	(1)(略)
(2)医療事故及びヒヤリハットを説明する。	(2)アクシデント及びインシデントを説明する。	(2)アクシデント及びインシデントを説明する。
(3)～(5)(略)	(3)～(5)(略)	(3)～(5)(略)
(3)～(6)(略)	(3)～(6)(略)	(3)～(6)(略)